

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年7月19日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800061号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800011号

## 第1 結論

平成5年10月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年10月

私は、昭和59年11月に来日してから、国民年金保険料を納付していたが、平成5年6月に離婚し、同年12月に再婚した頃から、国民健康保険の請求は届くのに国民年金の納付書が送られてこなくなった。市役所に確認に行ったところ、納付することができない期間があると言われたので、その時点で遡って納付することのできる期間のうち最初の3か月分の国民年金保険料を納付し、その後2年間は、そのときに納付すべき保険料と遡って納付することのできる保険料を金融機関で納付していた。

請求期間の国民年金保険料だけ納付しなかったことはないので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金保険料を納付することができない期間があることを市役所で言われた際に、遡って納付することのできる期間に係る保険料のうち、最初の3か月分の保険料を納付し、その後2年かけて、遡って納付することのできる保険料を全て納付したと主張しているところ、オンライン記録により、平成5年1月から同年3月までの期間に係る保険料は、平成7年2月22日に納付されていること及び平成5年4月から平成7年1月までの期間(請求期間を除く。)に係る保険料は、平成7年5月から平成9年2月までの間に現年度に係る保険料とともに、納付されていることが確認でき、請求者の主張に不自然さはない。

また、日本年金機構は、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は、平成5年4月から平成6年3月までの期間に係る保険料の納付書と同時に発行されていると推察される旨回答していることに加え、オンライン記録により請求者が保険料の納付を再開したことが確認できる平成7年2月以降、請求者は、請求期間を除き平成5年1月分以降の保険料を全て納付しており、請求期間が1か月と短期間であることを踏まえると、請求者が請求期間に係る保険料のみ納付

しなかったとする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800017号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800012号

## 第1 結論

昭和50年\*月から昭和57年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年\*月から昭和57年7月まで

私は婚姻前、国民年金のことは母に任せきりにしていたが、母から国民年金保険料の納付をしていると聞いていた。

昭和53年11月に婚姻した後の請求期間については、母が用意した私、妻及び母の3人分の国民年金保険料を、妻がA村(現在は、B市)役場の出納室に毎月納めに行っていたのに、母と妻の保険料は納付済と記録されていて、私だけが納付済と記録されていないのはおかしい。

調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は婚姻前、国民年金のことは母親に任せきりにしていたが、母親から国民年金保険料を納付していると聞いており、婚姻後の請求期間については、妻が保険料を納付しに行っていたと陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、住民票がある市区町村で国民年金の加入手続が必要であり、初めての加入手続の場合、当時は、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号が新規に付番される払出事務が行われていたが、請求者が現在所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号「\*」は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成6年3月頃に払い出され、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられるほか、請求者が現在所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日:平成6年3月1日」と記載が確認できることから、請求者に当該記号番号が払い出された時点で請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じておらず、制度上、保険料を納付できない期間となっている。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の調査を行ったが、平成6年3月より前に「\*」とは別の国民年金手帳記号番号は請求

者に払い出されていない上、請求期間に、当時住民票があったA村において払い出された国民年金手帳記号番号の全件確認調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、婚姻前の期間について、請求者が国民年金について任せきりにしていたとする母親は既に亡くなっており、当時の事情を聴取できず、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

なお、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未納期間とされているが、当該記録については、平成30年1月15日に請求者から提出された国民年金被保険者関係届書を元に同年1月26日に追加された記録であり、それ以前は未加入期間とされていたことが確認できる。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。